

秩父別町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に新生活に係る支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的不安を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助し、若い世代の本町への移住・定着を促進するものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 住宅リフォーム費用 結婚を機に住宅をリフォームした際に要した費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用を対象とする。また、婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、結婚を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内である場合も対象とする。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については、補助対象外とする。
- (4) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。ただし、勤務先から引越手当が支給されている場合は、引越手当分については補助対象外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用を支払った世帯
 - (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、次条により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
 - (3) 対象となる住居が秩父別町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が当該住居の住所になっていること。また、申請日から令和9年3月31日まで継続して当該住居に居住すること。
 - (4) 他の公的制度による住居費補助、住宅リフォーム費用補助及び引越費用補助を受けていないこと。
 - (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
 - (6) 申請者等は、町税等を滞納していない者とする。
- 2 前年度に秩父別町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和7年訓令第9号。以下この項において「要綱」という。）により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であって、要綱第4条に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯

(世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1項第2号に定める世帯の所得の算出方法は、所得証明書をもとに、令和8年4月1日から令和8年5月31日までの申請においては、令和6年1月1日から令和6年12月31日まで、令和8年6月1日から令和9年3月31日までの申請においては、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用を合わせた額を対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(2) 上記以外の世帯 30万円

2 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は住居費及び引越費用の合計額とし、前年度上限額から前年度交付額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

4 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から令和9年3月31日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、秩父別町結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書

(2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(3) 物件の売買契約書(住居費における購入の場合)

(4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)

(5) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)

(6) 住宅リフォームに係る工事請負契約書、請書等契約内容がわかる書類(住宅リフォーム費用)

(7) 住宅リフォームに係る領収書等(住宅リフォーム費用)

(8) 引越しに係る領収書等(引越費用)

(9) 町税等の納入状況等確同意書(別記様式第3号)

(10) 誓約書(別記様式第4号)

(11) 全部事項証明書

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、秩父別町結婚新生活支援補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 第3条第2項に定める世帯の申請は、第1項各号に掲げる書類のうち、第1号、第2号、第4号から第9号までに掲げるものの提出は省略することができる。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに秩父別町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、秩父別町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助対象者は、第6条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに秩父別町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

秩父別町長 様

住 所
氏 名
電話番号 印

秩父別町結婚新生活支援補助金交付申請書

秩父別町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

【 新規申請 ・ 継続申請 】

1 婚姻日		年 月 日		
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年	月 日
		契約金額 (A)		円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年	月 日
		家 賃 (B)	月額	円
		住居手当 (C)	月額	円
		実質家賃月額 (D) (B) - (C)	月額	円
		負担額 (E) (D) × 月数	月額	円 × カ月 = 円
		敷金・礼金 (F)		
	住宅リフォーム	工事完了年月日	年	月 日
		住宅リフォーム費用 (G)		円
	引越し	引越しを行った日	年	月 日
		引越費用 (H)		円
		引越手当 (I)		円
	実質引越費用 (J) (H) - (I)		円	
	合計 (A+E+F+G+J)		円	
3 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年	月から	年
		年	月まで	_____ 月分
4 公的制度による住居費補助、 住宅リフォーム費用補助及 び引越費用補助		私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による住居費補助、住宅リフォーム費用補助及び引越費用補助を受けていません。また、過去に他の自治体で本交付金を受給したことはありません。		

年 月 日

秩父別町長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第6条関係）

町税等の納入状況等確認同意書

年 月 日

秩父別町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(氏名欄は自署してください。)

秩父別町結婚新生活支援補助金交付申請に際し、申請者及び世帯員の町税等の納入状況及び住民登録状況等を担当職員が確認することに同意します。

※下記の欄には記載しないでください。

調査年月日	年 月 日
町税等の納入状況	滞 納 (あり ・ なし)
住民登録状況等	申請内容 (一致 ・ 不一致)
備考欄	

様式第4号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

秩父別町長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先 TEL

私は、次のことを誓約いたします。また、必要な場合には、このことについて関係機関に照会することを承諾します。

記

- 1 私及び私の同一世帯員は秩父別町結婚新生活支援補助金交付要綱並びに関係法令を遵守するとともに、秩父別町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定に基づき補助金等が取消された場合は、返還に応じることを誓約します。
- 2 私及び私の同一世帯員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。

年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

秩父別町長 印

秩父別町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付することを決定したので、通知する。

金 _____ 千円

（事業内訳）

住居費	千円
住宅リフォーム	千円
引越し	千円

年 月 日

秩父別町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

秩父別町結婚新生活支援補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃月額 (D) (B) - (C)	月額 円
		負担額 (E) (D) × 月数	月額 円 × カ月 = 円
		敷金・礼金 (F)	
	住宅リフォーム	工事完了年月日	年 月 日
		住宅リフォーム費用 (G)	円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		引越費用 (H)	円
		引越手当 (I)	円
		実質引越費用 (J) (H) - (I)	円
合計 (A+E+F+G+J)	円		
3 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年 月から 年 月まで _____ 月分	
4 その他の変更			

<裏面に続きます>

5 変更がわかる書類添付	共通	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 町税等の納入状況等確認同意書（別記様式第3号） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	住居費（購入）	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し
	住居費（賃貸）	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号）給与所得者全員分
	住宅リフォーム	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書、請書等契約内容がわかる書類 <input type="checkbox"/> 住宅リフォームに係る領収書等
	引越し	<input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書等 <input type="checkbox"/> 引越手当があればそれがわかる書類

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

秩父別町長 印

秩父別町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付することを決定したので、通知します。

金 _____ 千円

（事業内訳）

住居費	千円
住宅リフォーム	千円
引越し	千円

秩父別町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

秩父別町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付で交付額の確定のあった、秩父別町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。